

初期投資支援スキームについて

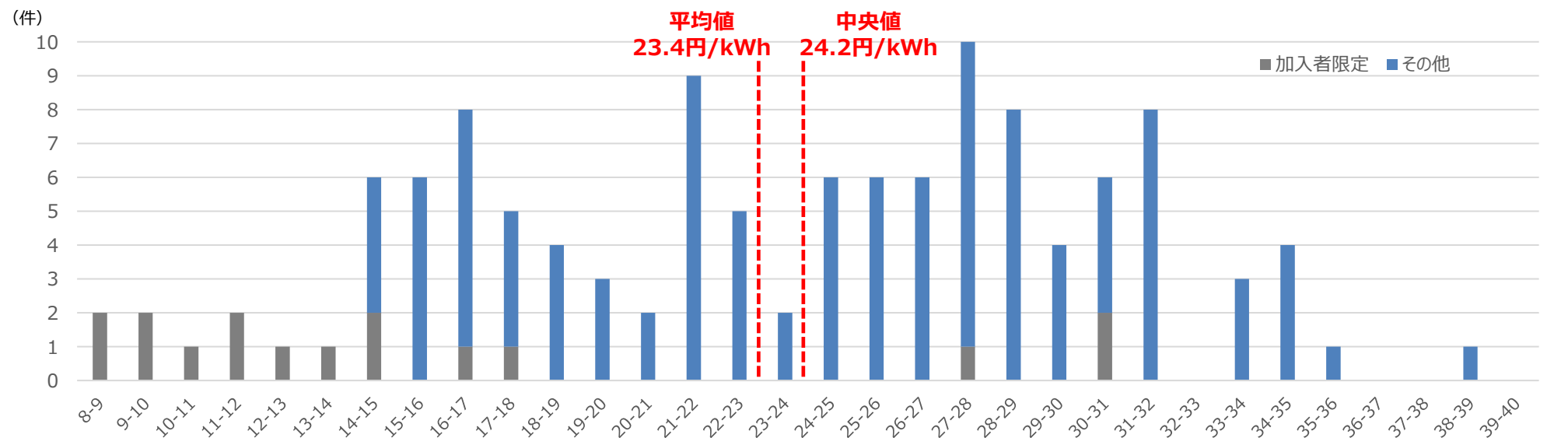
2025年1月
資源エネルギー庁

- I 小売電気事業者が提供している夜間電力料金プラン（補足説明）
- II 初期投資支援スキームがPPAビジネスに与える影響とそれを踏まえた取扱い

1. 小売電気事業者が提供している夜間電力料金プラン

- 太陽光発電設備が設置された建物において、蓄電池やヒートポンプ給湯器等による、発電した再エネ電気の消費時間帯のシフトについて検討する場合、電気料金単価の水準が、売電単価（調達価格・基準価格）の水準より高いか否かが問題となる。
- 旧一電10社＋新電力小売電気事業者100社のうち、2025年1月時点で確認できた電力料金プランによると、夜間電力料金プランを提供している事業者数は122件（27社）であり、その平均値は23.4円/kWh、中央値は24.2円/kWhであった。
- 一方、夜間電力料金プランのうち、加入できる者を限定している電力料金プラン※も一定程度見られた。
 ※組合員や自社戸建て住宅の居住者等に限定したプランを提供する事業者が4社。蓄熱式機器の所有者に限定したプランを提供する事業者は加入者限定と取り扱っていない。
- 初期投資支援スキームにおいては、投資回収期間と自家消費その他の論点との間にはトレードオフの関係があるものの、家庭用電気料金水準を参考に、自家消費へのディスインセンティブを最大限抑える価格設定を行うこととしている。

＜夜間電力料金プランの単価分布（2025年1月時点）＞



※夜間電力料金プランを提供する小売電気事業者27社の公表情報参照。横軸は夜間電力料金プランの夜間料金単価（図中の8-9は8円/kWh以上9円/kWh未満を意味）。

※凡例について、夜間料金プランにおける夕方～22時の電気料金単価が、夏季・その他季等で別に設定されている場合は、平均値を用いている。

(円/kWh)

(参考) 初期投資支援スキーム (論点)

4

第100回調達価格等算定委員会 (2024年12月17日) 事務局資料より抜粋

- 前述の各論点について、「階段型の価格設定」又は「支援期間の短縮」のスキームを採用する場合、あるいは、いずれのスキームを採用する場合であっても留意する必要がある点を整理すると、下表のとおり。

	「階段型の価格設定」	「支援期間の短縮」
論点1 投資回収期間	■ 初期投資支援価格次第で変動。 ※なお、「支援期間の短縮」の場合、FIT/FIP期間終了後における余剰電力について、小売電気事業者による買取額が高い場合には、「階段型の価格設定」よりも収益性を向上させることが可能となる。	
論点2 事業継続・ 適切な廃棄の確保	■ 後期価格が設定されるため、「支援期間の短縮」と比べて相対的に事業継続インセンティブが生じる（ 後期価格が低くなりすぎないようにする必要がある ）。	■ 後年度の支援が無くなるため、「階段型の価格設定」と比べて 事業継続インセンティブは相対的に弱い 。
	■ 事業用太陽光の場合、廃棄等費用の積立期間（FIT/FIP期間の後半10年間）に支援額が存在し、 源泉徴収が可能 。	■ 事業用太陽光の場合、廃棄等費用の積立期間に支援が存在せず、 源泉徴収が不可 。
論点3 自家消費	■ 需給近接型の太陽光発電のメリットである自家消費に対するディスインセンティブが生じないようにするためには、 FIT/FIP価格を電気料金水準よりも低く設定する 必要がある。	
論点4 国民負担	■ 再エネ賦課金による国民負担を抑制する観点からは、 初期投資支援スキームにより設定されたFIT/FIP価格と、太陽光発電の発電特性を踏まえて加重平均した卸電力取引市場価格の差が、従来の方法で設定されたFIT/FIP価格と加重平均後の卸電力取引市場価格との差よりも、割引現在価値ベースで同等又は小さくなる必要がある 。 ※物価安定目標の水準（2%）や、20年国債の金利水準（2024年12月現在において概ね1.9%）を踏まえて、初期投資支援スキームによる国民負担と、 従来の価格設定の方法による国民負担を比較する際の割引率については2%で算定してはどうか 。	

論点1

トレードオフの関係

論点2～4

- 以上を踏まえ、**自家消費の促進（論点3）や国民負担の抑制（論点4）を前提として、これらの論点に関する上表の留意事項の条件が満たされる範囲内で、投資回収期間の早期化（論点1）を最大限図ること**としてはどうか。
- また、**事業継続・適切な廃棄の確保（論点2）**の観点からは、少なくとも、**廃棄等積立制度の対象となっている事業用太陽光に関して、同制度との整合性を図りつつ、適切に廃棄等費用を確保する必要**がある。このため、**住宅用太陽光**は、投資回収期間の早期化効果を最大化するために「支援期間の短縮」のスキームを採用一方で、**事業用太陽光（屋根設置）**は、「階段型の価格設定」のスキームを採用ことで、事業継続・適切な廃棄の確保を図ることとしてはどうか。

(参考) 初期投資支援スキーム (具体的なスキーム)

5

第100回調達価格等算定委員会 (2024年12月17日) 事務局資料より抜粋

- 事業用太陽光 (屋根設置)、住宅用太陽光の初期投資の支援を行う期間・価格について、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提に、次の前提条件の下で投資回収の早期化の効果を最大化する値を計算すると、以下のようになる。

【前提条件】

- 電気料金水準について、2025年度の価格設定に際して想定していた自家消費便益の想定値 (産業用電気料金水準：19.56円/kWh、家庭用電気料金水準：27.31円/kWh) とし、初期投資支援期間の価格がこれを超えないようにする。
- 加重平均後の卸電力取引市場価格の水準を8.3円/kWhと設定 (後掲p.60参照) した上で、初期投資支援スキームにより調達価格／基準価格を設定した際の国民負担と、従来の方法で調達価格／基準価格を設定した際の国民負担については、割引現在価値ベース (割引率：2%) で、前者が大きくなるようにする。

【算定結果】

- 事業太陽光 (屋根設置) → 初期投資支援期間：5年、初期投資支援価格：19円/kWh程度
- 住宅用太陽光 → 初期投資支援期間：4年、初期投資支援価格：24円/kWh程度

- また、新築建物に太陽光発電設備を設置する際には、設備費用が住宅の建設・購入費用の内数となり、太陽光発電設備自体の投資回収期間が、太陽光発電設備の導入に対する大きな障壁にならないとの指摘もある。一方で、足下における新築戸建住宅への太陽光発電設備設置率は31.4%程度であり、2030年度目標 (60%) に向けて取組を強化する必要がある中で、現時点では新築建物への設置を支援の対象外とせず、今後の新築建物への太陽光発電設備の導入率や、本措置が設置者の自家消費の動向に与える影響等についてモニタリングするとともに、関係施策の動向を注視することとしてはどうか。

I 小売電気事業者が提供している夜間電力料金プラン（補足説明）

II 初期投資支援スキームがPPAビジネスに与える影響とそれを踏まえた取扱い

2. 初期投資支援スキームがPPAビジネス等に与える影響とそれを踏まえた取扱い

<住宅用太陽光に対する「階段型の価格設定」の適用>

- これまでの本委員会の議論では、投資回収期間の早期化効果を最大化するため、住宅用太陽光に適用する初期投資支援スキームとしては、「支援期間の短縮」が適切であるとの方向での検討を進めてきた。
- その後、住宅用太陽光発電の設置に関するビジネスモデルの実態を精査したところ、一部では、PPAにより住宅の屋根に太陽光発電を設置する形（いわゆる「屋根貸しモデル」）により、事業実施を行っている例が確認された。また、事務局がヒアリングを実施したところ、こうした事業は、FIT制度により、一定期間において、確実な売電収入が見込まれることを前提にファイナンスを組成しており、現在のビジネスモデルを前提とすれば、支援期間を短縮した場合にファイナンスの組成が困難となるおそれがあるとの意見があった。
- 住宅用太陽光については、2019年の卒FIT案件の登場以降、FIT期間終了後の小売電気事業者の買取メニューが相当程度多様に用意されており、これらの買取メニューを活用することで、FIT期間終了後も売電時に十分な売電収入を得ることが可能となっている。特に、小売電気事業者による買取額が高い場合は、「階段型の価格設定」を採用してFIT期間の後期に低い価格でのFIT支援を受けるよりも、「支援期間の短縮」を採用して小売電気事業者の買取メニューによる売電を行った方が、より大きな収益を確保できる可能性がある。
- また、再生可能エネルギーの自立化という観点からは、FIT/FIP制度を前提としない事業・ファイナンスのモデルを早期に確立することが重要である。この点でも、FIT制度が無ければ成立し得ないモデルを前提として制度設計を行う（「階段型の価格設定」を採用する）ことには慎重であるべきと考えられる。
- 他方で、こうしたビジネスモデルは、既に現行のFIT制度を踏まえて事業を一定程度拡大している中で、その予見性を確保し、住宅用太陽光発電の導入が滞らないようにすることも必要となる。
- 以上の点を踏まえ、住宅用太陽光に適用する初期投資支援スキームとしては、「支援期間の短縮」が適切であるとの原則は維持しつつも、一定の猶予期間を設け、当該期間の間は「階段型の価格設定」による初期投資支援スキームを適用することとしてはどうか。
 ※具体的には、初期投資支援期間や初期投資支援価格については従前の考え方から変更せず、後期価格の水準を、加重平均後の卸電力取引市場価格の水準とすることとしてはどうか。
- その上で、猶予期間の終了以降、住宅用太陽光に対してFIT/FIP制度による支援を継続し、かつ、初期投資支援スキームを適用する場合には、「階段型の価格設定」ではなく「支援期間の短縮」の適用を基本とすることとしてはどうか。

2. 初期投資支援スキームがPPAビジネス等に与える影響とそれを踏まえた取扱い

＜住宅用太陽光に対して「階段型の価格設定」を適用する期間＞

- これまでの本委員会においては、住宅用太陽光については、事業者の予見可能性を担保する観点から、向こう2年間の価格を設定してきた。
- 住宅用太陽光に適用する初期投資支援スキームとしては、「支援期間の短縮」が適切であるとの原則を踏まえつつ、「階段型の価格設定」について、同様に、事業者の予見可能性が担保されるよう、十分な猶予期間を設定する観点から、**2026年度まで適用**することとし、その上で、**2027年度以降の取扱いについては、来年度以降の本委員会で議論**することとしてはどうか。

※地熱・中小水力以外の全電源については、2027年度以降、FIP制度のみ認められる対象を50kW以上とすることとされており、2027年度以降、電力市場への統合が期待されている。

※住宅用太陽光に対して適用する初期投資支援スキームについては、「支援期間の短縮」を採用する方向で、本委員会における議論を進めてきたところ。「階段型の価格設定」の採用については、その影響を、パブリックコメントの意見等を通じて精査し、見直しの必要があるのであれば、改めて本委員会の意見を聴くこととしてはどうか。

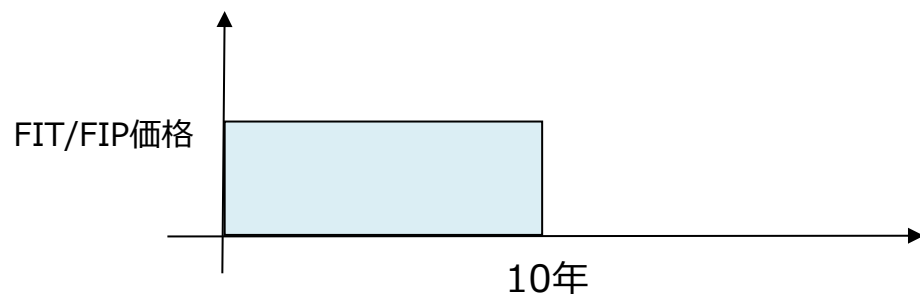
(参考) 初期投資支援スキームの具体案

9

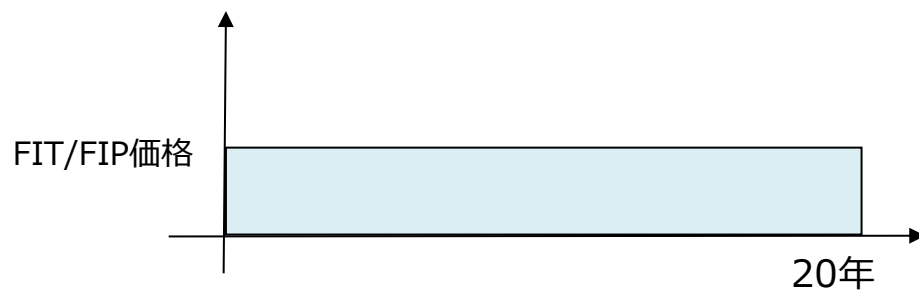
第100回調達価格等算定委員会（2024年12月17日）事務局資料を赤字修正

- 住宅用太陽光、事業用太陽光（屋根設置）の初期投資の支援を行う期間・価格について、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提に、投資回収の早期化の効果の最大化を図る。

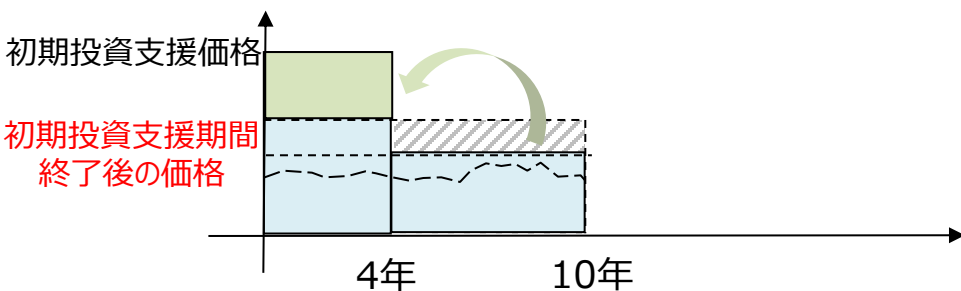
【住宅用太陽光（現行）】



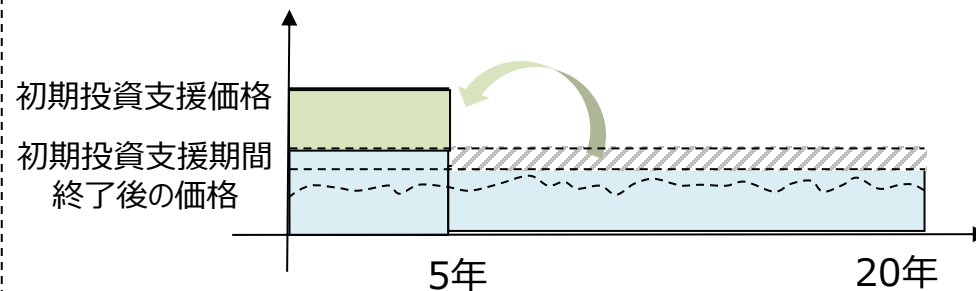
【事業用太陽光・屋根設置（現行）】



【住宅用太陽光（初期投資支援スキーム）】



【事業用太陽光・屋根設置（初期投資支援スキーム）】



棒グラフの大きさはイメージ。